

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 1 8 条第 5 項の規定に基づき届出を行なった託送供給等約款（令和 8 年 1 1 月 1 日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率を設定および変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 3 6 条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ（料金）および附則 5（離島についての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの 1 灯につき	51. 91	4. 72
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	103. 82	9. 44
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	207. 64	18. 88
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	311. 45	28. 31
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	519. 10	47. 19
100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまでごとに	259. 55	23. 60

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	155.05	14.10
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	310.09	28.19
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	155.05	14.10
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	477.40	43.40
19（接続送電サービス）（2）イ（ロ）により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	381.70	34.70
接続送電サービス契約電流5アンペア	190.85	17.35
接続送電サービス契約電流15アンペア	572.55	52.05
電力量料金		
1キロワット時につき	8.24	0.75
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	477.40	43.40
19（接続送電サービス）（2）イ（ロ）により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	381.70	34.70
接続送電サービス契約電流5アンペア	190.85	17.35
接続送電サービス契約電流15アンペア	572.55	52.05
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	8.56	0.78
夜間時間		
1キロワット時につき	7.88	0.72

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	16.06	1.46
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1 キロワットにつき	1,006.50	91.50
19（接続送電サービス）（2）イ（ハ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1 キロワットにつき	603.90	54.90
電力量料金		
1 キロワット時につき	4.46	0.41
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1 キロワットにつき	1,006.50	91.50
19（接続送電サービス）（2）イ（ハ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1 キロワットにつき	603.90	54.90
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	4.62	0.42
夜間時間		
1 キロワット時につき	4.26	0.39
動力従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	20.96	1.91

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	1, 108. 80	100. 80
電力量料金		
1 キロワット時につき	2. 28	0. 21
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	1, 108. 80	100. 80
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	2. 39	0. 22
夜間時間		
1 キロワット時につき	2. 16	0. 20
高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	20. 45	1. 86
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	628. 10	57. 10
電力量料金		
1 キロワット時につき	1. 02	0. 09
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	628. 10	57. 10
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	1. 07	0. 10
夜間時間		
1 キロワット時につき	0. 96	0. 09
特別高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	11. 32	1. 03
1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	942. 70	85. 70
特別高圧で供給する場合	533. 50	48. 50

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4. 60	0. 42
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	9. 21	0. 84
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9. 21	0. 84
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	92. 07	8. 37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	92. 07	8. 37
電灯臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	9. 06	0. 82
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	102. 91	9. 36
動力臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	5. 35	0. 49
高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	2. 73	0. 25
特別高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	1. 23	0. 11
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	136. 40	12. 40
特別高圧で供給する場合	133. 10	12. 10
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	159. 50	14. 50
特別高圧で供給する場合	167. 20	15. 20

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
系統連系受電サービス		
系統連系受電サービス料金		
基本料金		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき	137.50	12.50
電力量料金		
1 キロワット時につき	0.43	0.04
系統設備効率化割引		
系統設備効率化割引単価		
系統設備効率化割引 A 単価		
受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる場合		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき		
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分 A－1 の場合	73.70	6.70
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分 A－2 の場合	12.65	1.15
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分 A－3 の場合	6.33	0.58
22（系統連系受電サービス）(3)ハ(Ⅱ) a(a)以外の場合		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき		
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分 A－1 の場合	73.70	6.70
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分 A－2 の場合	25.30	2.30
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分 A－3 の場合	12.65	1.15

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
系統設備効率化割引B単価	円	円
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき		
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分B－1の場合	53.90	4.90
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分B－2の場合	16.50	1.50

(2) 附則5（離島についての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
系統連系受電サービス料金	円	円
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	127.60	11.60
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等		
1キロワット時につき	67.24	6.11
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等		
1キロワット時につき	24.65	2.24